

事業報告書

(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

1. 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 渡辺歯科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷35番地3
- (3) 設立認可年月日 平成元年7月21日
- (4) 設立登記年月日 平成元年8月1日

2. 事業の概要

(1) 本来業務

種類 診療所

施設の名称 医療法人 渡辺歯科医院

開設場所 長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷35番地3

許可病床数 該当なし

(2) 当該会計年度内に社員総会で決議した事項

令和4年9月27日 令和4年度決算の決定、理事報酬決定

令和5年7月31日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定
令和6年度の借入金額の最高限度額の決定

医療法人 渡辺歯科医院

長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷35番地3

貸借対照表

(令和5年7月31日現在)

単位 円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	55,598,342	I 流動負債	13,613,847
II 固定資産	20,675,448	II 固定負債	56,380,000
1 有形固定資産	16,357,411	負債合計	69,993,847
2 無形固定資産	2,842,018	純資産の部	
3 その他の資産	1,476,019	科目	金額
		I 資本金	18,426,000
		II 利益剰余金	-12,146,057
		純資産合計	6,279,943
資産合計	76,273,790	負債・純資産合計	76,273,790

医療法人 渡辺歯科医院

長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷35番地3

損益計算書

(自令和4年8月1日 至令和5年7月31日)

単位 円

科 目	金 額
I 事業損益	
本来業務事業損益	
1 事業収益	81,983,584
2 事業費用	84,060,939
本来業務事業利益	-2,077,355
事業利益	-2,077,355
II 事業外収益	2,162,915
III 事業外費用	418,741
經常利益	-333,181
IV 特別利益	737,229
V 特別損失	0
税引前当期純利益	404,048
法人税等	182,574
当期純利益	221,474

医療法人 渡辺歯科医院

長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷35番地3

財 産 目 録

(令和5年7月31日現在)

1. 資 産 額	76,273,790円
2. 負 債 額	69,993,847円
3. 純 資 産 額	6,279,943円

(内 訳)

単位 円

区 分	金 額
A 流動資産	55,598,342
B 固定資産	20,675,448
C 資産合計 (A+B)	76,273,790
D 負債合計	69,993,847
E 純資産 (C-D)	6,279,943

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (■法人所有 □賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 渡辺歯科医院

所在地 長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷35番地3

※医療法人整理番号							
-----------	--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人 渡辺歯科医院
理事長 渡邊 威文 殿

私は、医療法人渡辺歯科医院の令和4会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

1. 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
2. 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
3. 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
4. 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和5年9月20日

医療法人 渡辺歯科医院

監事 岡元 資子 印